

Nabeshima

Labor Management

1. 『労働基準法の災害補償制度』と『労働者災害補償保険法の保険給付』の関係って?!

Q. 労働災害が発生しました。
『労働基準法上の災害補償制度』と
『労働者災害補償保険法の保険給付』は、
どのような関係にあるのですか？

A. 『労働基準法上の災害補償制度』

⇒使用者の無過失責任に基づき一定の補償を与える制度

A. 『労働者災害補償保険法に基づく保険給付制度』

⇒労働基準法の補償を社会保険として行うことで、
使用者の災害補償責任の履行を実効する制度

※労災保険法が、労災補償の大部分の機能を担っており、労働基準法による災害補償制度が果たす役割は小さくなっています。

労働基準法による使用者の災害補償責任が現実に機能する場面は、
労災保険法による休業補償給付が支給されない**休業最初の3日間の休業補償**など限られてきています。

2. 労働災害と『使用者への損害賠償請求』の関係って?!

Q. 労働災害を被りました。使用者に**損害賠償を請求**できますか？

A. 労働災害を被った労働者・遺族は、労災保険給付を受給するだけでなく、『**安全配慮義務**』という信義則上の義務違反を根拠として、使用者に対する**損害賠償を請求**することもできます。

そもそも…労働災害補償保険法に基づく労災保険制度の目的

⇒保険の技術を用いて、確実かつ迅速に労働災害に対する補償を行う。

☆労働者災害補償保険法の給付内容は定型的で制約があります。

☆労災保険からは慰謝料の給付は無く、所得保障は福祉事業を含めても80%に留まります。

⇒労働者や遺族が労働災害によって被った全ての損害の補償を求める場合は、
労災保険給付の受給と合わせて、使用者に対し**民法上の損害賠償を請求**することとなります。

民法上の損害賠償?!

根拠：使用者の雇用契約上の義務違反＝債務不履行

債務不履行責任の根拠となる義務

⇒「**安全配慮義務**」…労働者が安全な環境で就労できるよう危険から保護するように配慮すべきことを、
雇用契約上の当事者としての信義に従った対応として義務付けられています。
労働契約法第5条にも明らかにされています。

請求：①労働災害によって生じた損害の内容や程度に即した**賠償額**

②**精神的損害に対する慰謝料** 等

3. 『労働者災害補償保険法の保険給付』と『損害賠償』

Q. 損害賠償請求が認められた場合、使用者が支払う損害賠償と労災保険給付で二重補償が受けられる？

A. 使用者が支払う損害賠償と労災保険との間で一定の調整が行われます。
理由：損害賠償も労災保険給付も、ともに労働者や遺族に生じた損害を填補する目的のため
つまり、使用者が負う損害賠償から、労災補填または労災保険の給付額は控除されます。
(障害補償年金または遺族補償年金は、前払一時金の最高限度額までが控除されます。)
ただし、労災保険給付の対象とならない精神的慰謝料や入院雑費・付き添い看護費は控除されません。

使用者には安全配慮義務が課されています！
労働災害等、損害が発生しない 労働者が安全な環境で就労できる労働環境を整えてください。

お知らせ

《筆者：鍋島明子》

- ◆年末調整において従業員の方のマイナンバーを取り扱うこととなりますが、情報漏えい等のないよう適切な管理をお願い致します。
- ◆年末年始のお知らせ 12月29日(金)～1月4日(木)⇒1月5日(金)から平常通りの業務となります。
皆様方のご厚情に深く感謝申し上げます。来年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。 職員一同

自然との共生

わたしのひとこと

ここ1か月以内に労働基準監督署の調査が立て続けにありました。いずれも問題点は同じような内容で、長時間労働の削減、時間外手当の賃金額の確認、有給休暇の取得率のアップ、健康診断の実施等が対象になっています。昨年12月25日に自殺した電通の女性社員の影響は社会を大きく動かししました。このことで、働き方の改革が求められ、監督署の監督官が増員され、調査が一斉に細くなりました。また、内部告発も増加しています。昼休憩時間の取得、振替休日の取得、時間外手当の不足分の支払いなどが求められています。人材不足の中でこのような問題をどう対応していくのが急務になっています。最低賃金の引き上げに沿って総人件費をどう見直しをしていくのかも経営上難問題になってきています。

本年も年の瀬が迫ってまいりました。今年も皆様方に支えていただき深く感謝しております。ありがとうございました。来る年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2
TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

